

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	第5期飲食店等に対する営業時間短縮協力金に係る上乗せ協力金支給データファイル		
行政機関等の名称	大阪市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	経済戦略局産業振興部産業振興課（産業振興担当）		
個人情報ファイルの利用目的	第5期飲食店等に対する営業時間短縮協力金に係る上乗せ協力金における審査・支給のために利用する。		
記録項目	1 通し番号、2 申請番号、3 申請日、4 店舗名称、5 事業者区分、6 事業者名、7 代表者氏名（フリガナ）、8 支給金額、9 支給年月日、10 申請方法、11 金融機関コード、12 支店コード、13 預金種目コード、14 口座番号、15 口座名義（カタカナ）		
記録範囲	第5期飲食店等に対する営業時間短縮協力金に係る上乗せ協力金を支給した者		
記録情報の収集方法	本人からの申請		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	－		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務局行政部行政課（情報公開グループ）		
	（所在地）〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）総務局行政部行政課（情報公開グループ） （所在地）〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号		
行政機関等匿名加工情報の概要	－		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない		
備 考	－		